

リフィル処方せんについて

東神戸病院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

リフィル処方せんを発行すること

にも対応させていただきます。

希望される場合には担当医にお知らせください。

*** 長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。**

『リフィル処方せん』とは？

症状が安定している患者さまについて、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、同じ内容の薬を1枚の処方箋で繰り返し(3回まで)薬局で受け取ることができます(2回目以降は診察を受けてなくても、薬局で薬を受け取ることができます)。

『リフィル処方せん』の注意点

- 医師が患者さまの病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します(最大3回まで)
- リフィル処方できないお薬があります(抗精神病薬、睡眠薬、湿布薬、発売1年以内の新薬)
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者さまが来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。
- 処方箋をなくした場合は保険による再発行はできません。自費扱いとなりますのでご注意ください。
- 医師の診察回数が減ることにより、病状の変化に気づかず悪化することが心配されます。